

誓約書に関する留意事項

1. 法令等の遵守

- ① 本学が定めた会計規則を「3. 情報公開」に示すところによりご確認願います。
- ② 誓約書における研究費とは「新潟大学の研究費等の管理・運営に関する基本方針 第2」に規定する経費をいいます。①と併せてご確認願います。
- ③ 取引にあたり、贈賄・談合および本学職員との癒着などが生じることがないようにしてください。
- ④ 取引にあたり、調達の仕様を充分ご確認の上、納品等をしてください。なお、納品等の際、本学の検査に不合格であった場合には、速やかに交換等をしてください。
- ⑤ 次の行為は「国立大学法人新潟大学における物品購入等契約に係る取引停止等の取扱要項」でいう不正行為に該当しますのでご注意ください。

(1) 預け金

本学の教職員が取引業者に対して架空取引を指示し、虚偽の請求書等を作成させるなどして、本学から研究費を支出させ、現金等を当該業者に管理させる行為

(2) 書類の書換え「差換え、品替え、品転」

本学の教職員が取引業者に虚偽の請求書等を作成させるなどして、本学から研究費を支出させ、実際に契約した物品とは異なる物品に差し替えて納入させる行為

(3) その他取引事実と異なる書類の提出

- ⑥ 発注は、原則として本学契約担当部署の事務職員が行うこととし、教員による発注は税込みで 100 万円未満に限り認めています。これに反する求めには応じないようご協力ください。
- ⑦ 1 件の調達として取引できるものを意図的に分割して発注することは認めていません。これに反する求めには応じないようご協力ください。

2. 誓約書の有効性

提出していただいた誓約書については、代表者の変更があったとしても、特段の断りが無い限りは継続して有効であるとさせていただきます。

3. 情報公開

本学のホームページにおいて、研究費等の管理運営の基本方針（研究費等の不正使用の防止）を公開しておりますので、ご確認ください。

（参考）

ホームページアドレス：<https://www.niigata-u.ac.jp/>

掲載箇所：HOME>大学案内>新潟大学について>コンプライアンス（法令の遵守）>研究費等の不正使用の防止

4. 通報窓口

① 研究費等の不正使用に関する告発窓口

「研究費等の不正使用に関する告発」を受け付ける窓口を設置しております。(下記

⑤参照)

② 受付内容

本学の職員等に研究費等の不正使用が存在すると思料する方からの、告発を受け付けます。その際、不正使用の態様等の告発内容を明示し、かつ、不正使用とする根拠を提出願います。なお、その後の調査にあたっての協力を求めることがありますので、ご承知おきください。

③ 告発者の保護等

告発者は、告発を行ったことを理由として、不利益な取扱いを受けることはありません。但し、告発が悪意に基づくものであることが判明した場合は、告発者の氏名の公表や刑事告発等を行うことがあります。

④ 告発の方法

文書、電子メール、ファクシミリ、電話又は面会の方法で受け付けます。受付にあたっては、告発の内容について十分な調査を行うため、原則として実名によることとされています。告発者からの情報を正確に把握し、迅速に対応するため、事実についての具体的な内容をお知らせ願います。

⑤ 連絡先

【学内窓口】受付場所：新潟大学監査室（事務局棟5階）

受付時間：9：00～12：00、13：00～17：00（平日のみ）

郵送先：〒950-2181 新潟市西区五十嵐2の町8050番地

新潟大学監査室（公益通報・相談窓口）

TEL：025-262-6128 FAX：025-262-7501

E-mail：whistleblower@adm.niigata-u.ac.jp

【学外窓口】受付場所：弁護士丸山正法律事務所

受付時間：10：00～17：30（平日のみ）

郵送先：〒951-8062 新潟市中央区西堀前通一番町702番地

西堀一番町ビル503

弁護士丸山正法律事務所

TEL：025-223-1935 FAX：025-222-6339

E-mail：maruyama-law@email.plala.or.jp